明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○関税定率法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令（財務七〇）　一

〔告　示〕

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一七）　六

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同一八）　七

○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同一九）　八

○結核医療の基準の一部を改正する件（厚生労働三七四）　八

○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産一七六〇）　九

○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同一七六一）　九

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一七六二）　一〇

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（国土交通一三六一）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
製造たばこ小売定価関係　二

裁判所
破産、免責、再生関係　一三

特殊法人等
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園令和二事業年度財務諸表、企業年金基金変更、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四〇

地方公共団体
行旅死亡人関係　四六

会社その他
会社決算公告　五二

省令

○財務省令第七十号

関税定率法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十二号）及び関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和三年政令第百三十一号）の一部の施行に伴い、関税定率法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月十八日

財務大臣　鈴木　俊一